

朝 総 第 5 6 4 号
令和8年7月28日

各 位

朝日町長 矢野 純男
(公印省略)

質疑回答について

町有地売払一般競争入札に関する質疑について、下記のとおり回答します。

記

1. 質 疑 回 答 別紙回答書のとおり

(別紙)

質 疑 回 答 書

公 告 番 号 朝日町公告 第27号
件 名 町有地売却一般競争入札

番号	資 料	質 疑	回 答
1	実施要領	代理人名義で入札する場合、入札書封筒に代理人氏名の記載は必要か。	入札書と同様、封筒には入札者の氏名（法人にあっては法人名及び代表者）を記載するとともに、代理人の氏名も記載してください。また、封筒の継ぎ目3か所には代理人使用印で封印してください。
2	—	当該土地の評価額について。	町有財産は非課税のため評価を行っていません。
3	—	建物の部材にアスベストは含まれているか。	建物内のアスベスト含有について、町では具体的な調査は行っていません。ただし、旧南保育園は昭和43年建設であり、当時はアスベストを含む建材が一般的に使用されていたことから、アスベストが含まれている可能性にご留意ください。
4	—	増築された事務所棟の建築年と構造について。	事務所棟は昭和49年に増築しており、構造は木造です。
5	—	旧南保育園用地の埋蔵文化財遺跡の名称について。	当該箇所は、「朝日町遺跡詳細分布地図」に掲載のとおり、埋蔵文化財包蔵地「井尻遺跡」となっています。
6	—	過去の近隣での調査実績、遺構の出る可能性について。	過去に近隣での発掘調査事例はありません。また、近隣における宅地造成や電柱立替などの際に当町教育委員会で工事立会を実施していますが、遺構・遺物は確認されていません。ただし、昭和40年代に周辺で鎌倉時代の陶器が採集されています。
7	—	園舎解体の場合、解体着工の60日前までに届出が必要となるが、その後、宅地造成工事、土地売買、建築工事における試掘のタイミングや工事の立会い等について。	開発行為を行う際には、文化財保護法第93条に基づく書類の提出が必要となり、解体工事における基礎の抜き取り時と宅地造成前が工事立会・試掘などの調査を行うタイミングとなります。開発を行う際には、事前に当町教育委員会までご連絡ください。
8	—	当該物件の南側の開発時に埋蔵文化財は確認されているか。	該当箇所につきましては、令和5年10月に宅地造成に伴う工事立会を実施しています。造成時の盛土内に収まらない掘削範囲（現況田面からおよそ1.3m）に関して立会を実施しましたが、埋蔵文化財は確認されませんでした。